

IR計画 冷ややかな「合意形成」

写真は朝日 16 日朝刊「IR の公聴会=1 月、大阪市」。表題の記事を抜粋して紹介する。

誘致をめざす自治体は 4 月 28 日までに、事業の詳細などを示した整備計画を国に提出する必要がある。IR 整備法は自治体に、「住民の意見を反映させるために必要な措置」として、地元議会の承認と別に、公聴会などの実施を義務づける。国の審査でも「地域における十分な合意形成」が評価基準の一つだ。



府市は 1 月に公聴会を 4 回実施。意見を述べた 40 人のうち 9 割の 35 人が反対した。理由は、ギャンブル依存症増加への懸念(19 人)、市が液状化などの対策費 790 億円を公費負担することへの懸念(17 人)、地元住民への説明不足(17 人)、経済効果の実現性への疑問(14 人)などだった。府市は 2 月、整備計画を修正して確定させたが、公聴会の反対意見が反映されたのは 1 点だけ。「カジノ運営にあたり飲酒のルールを作ってほしい」などの声を受け、「従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める」と追加した。「IR をイノベーション創造につなげてほしい」など賛成の意見は複数反映した。

府市は整備計画で、公聴会について「40 人が公述した」などと記載し、「合意形成」の根拠の一つとした。意見の中身については触れていない。府市の IR 推進局の担当者は「計画に反映できる具体的な意見は少なかった。適切に合意形成の手続きを実施してきた」とする。公聴会で反対意見を述べた会社経営、石田肇さんは「住民の思いをきちんと反映させようとする意思を全く感じない」と話す。一方、府市が公表した資料では、事業者の求めに応じて様々な条件が変更されたことがわかる。

記事に関連して、3 月 1 日に紹介した大阪弁護士会「会長声明」の一部を再掲する。

議会の議決を経て認定申請する直前に説明会を実施しても住民の合意形成を得る手続としては不十分である。しかも、大阪府・市は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、11 回の開催を予定していた説明会の 8 回以降を中止した。説明会を十分に開催しないまま、区域整備計画案の提出作業を進めることを正当化することはできない。また、公聴会は 4 回しか開催されず、かつ、公述人の発言時間は一人 5 分に限定されており、十分な意見を述べる機会は確保されなかった。このように、住民の意見を聞く機会は極端に制限されている。特定複合観光施設区域整備法第 9 条 7 項において、都道府県等は、計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされ、同法についての参議院附帯決議においても、同計画の作成等において、公聴会等の開催や情報開示を通じ、住民の合意形成に努めることとされているが、大阪府・市の区域整備計画案作成に向けた対応は上記法律等の要請を満たすものとは到底いえない。

(2022 年 3 月 22 日)